

様式第 25 (第31条第 2 項関係) (平24経産令 2・全改、令 2 経産令92・一部改正)

鉱業代理人代理権消滅届

年 月 日

経済産業大臣又は経済産業局長 殿

住所

鉱業権者 氏名又は名称

下記のとおり、鉱業代理人の代理権は消滅したので、届け出ます。

記

- 1 鉱業権の登録番号
- 2 鉱区の所在地
- 3 目的とする鉱物の名称
- 4 鉱山の名称
- 5 鉱業代理人 住所及び氏名
- 6 委任の範囲

備考

- 1 様式第 2 の備考 6 に準ずる。
- 2 様式第13の 1 の備考 3 に準ずる。